

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：建設業法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：(1) 工事現場の技術者の配置要件に関する規制の合理化（第28条、第29条関係）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省土地・建設産業局建設業課

評価実施時期：令和2年3月26日

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

少子高齢化に伴う全産業的な労働力人口の減少が進む中、建設業では、熟練技能者の高齢化が急速に進み大量離職の時期を迎えつつある一方、若年層の割合が低いなど構造的な課題に直面していることから、技術者の将来的な減少が見込まれる中、限りある人材を有効活用し、建設現場の生産性を向上させ、適正な施工を確保することが急務となっている。

このため、昨年、建設業法及び公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号。以下「改正法」という。）により建設業法（昭和二十四年法律第百号）を改正し、工事現場の技術者の配置要件に関する規制の合理化措置を内容とする制度改正を行ったところである。

#### （1）監理技術者の配置要件の合理化

現行の建設業法は、発注者から建設工事を請け負った建設業者に対し、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等の建設工事のうち請負代金の額が3,500万円以上である場合には、工事現場ごとに施工管理を行う専任の監理技術者の配置を義務付けている。

改正法は、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を工事現場に専任で置く場合は、監理技術者は複数の工事現場を兼任可能としているが、監理技術者補佐には、監理技術者の指導の下施工管理を行うための能力として、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者以上の知識及び能力の保有とともに、施工技術の基礎となる知識及び能力の保有が求められている。

また、複数の工事現場を兼任する監理技術者においては、兼任するいずれの工事現場においても、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工従事者の技術上の指導監督といった職務を遂行し、各工事現場における建設工事を支障なく適正に実施することが求められている。

このため、監理技術者補佐に求められる知識及び能力に係る要件を定めるとともに、監理技術者が建設工事の適正な実施に支障を及ぼすおそれのない兼務可能な工事現場の数を定めることが必要である。

よって、今般の政令案においては、改正法における、監理技術者の職務を補佐する者として、当該建設工事に関し監理技術者と同等の技術力・実務経験等を有する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合、監理技術者の複数現場の兼務を可能とする旨の規定中、「政令で定める者」については、主任技術者に該当する者のうち、当該建設工事の施工の管理を行うために必要な施工技術の基礎となる知識及び能力を有すると認められる者として定めることとする。

また、今般の政令案においては、改正法における、兼務する工事現場の数が、兼務を行う同一の監理技術者がその行うべき各工事現場において果たすべき職務を行ったとしてもその建設工事の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは複数現場の兼務を認めない旨の規定中、「政令で定める数」については2とすることとする。

しかるに、今般の政令案における措置を定めない場合、改正法に定める監理技術者補佐を置くことができず、法改正の目的を果たすことができない。

## (2) 特定専門工事の対象となる建設工事における主任技術者の配置要件の合理化

現行の建設業法は、建設工事を請け負った建設業者に対し、工事現場ごとに主任技術者の配置を義務付けている。

改正法は、一定の要件を満たす工事（以下、「特定専門工事」という。）について、下請契約の注文者で建設業者であるもの（元請負人）と下請契約の受注者（下請負人）のうち建設業者である者の合意により、元請負人の配置する主任技術者が下請負人の施工管理も併せて行うことができることとし、この場合において下請負人による主任技術者の配置を不要としているが、このような施工体制の下においても、適正な施工が確保されることが求められている。また、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（平成十二年法律第二百二十六号）（いわゆる、IT 書面一括法）において、書面による交付等を義務付けている法律においては、送付される側の承諾等を条件に、電磁的な方法による送付も認められるようにすることが定められた。

このため、今般の政令案においては、改正法における「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が政令で定める金額未満となるものをいう。」の規定中、「政令で定めるもの」については、施工管理に係る追加負担が発生しにくいと考えられる施工の技術が画一的である工事（元請負人と下請負人の技能者が同一の作業を行うような工事）と認められる鉄筋工事及び型枠工事とすることとし、「政令で定める金額」は、現行制度において請負代金の額が3,500万円未満の建設工事は主任技術者の専任義務が課されていないことを踏まえ、3,500万円とすることとする。また、主任技術者の配置の合理化を行うことを当該工事の注文者が承諾する際の手続きについて、改正法における「政令で定めるところにより、（中略）元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法」の規定中、「政令で定めるところ」については、承諾を書面ではなく電磁的措置を用いて行う場合はその種類及び内容を示して元請負人に対し承諾を得なければならないこととする。

しかるに、今般の政令案における措置を講じない場合、改正法に定める特定専門工事に係る要

件を定め元請負人の配置する主任技術者が下請負人の施工管理も併せて行うことができないため、法改正の目的を果たすことができない。

<参考>

・技術者数の推移

H14 : 37 万人 → H30 : 33 万人

総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

## ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

[課題及びその発生原因]

### (1) 監理技術者の配置要件の合理化

監理技術者が兼任する工事現場において、建設工事の適正な実施が十分に確保されるためには、監理技術者補佐に求められる知識及び能力に係る要件を定めるとともに、監理技術者が建設工事の適正な実施に支障を及ぼすおそれのない兼務可能な工事現場の数を定めることにより、当該工事現場において適正な施工体制を確保することが必要である。

### (2) 特定専門工事の対象となる建設工事における主任技術者の配置要件の合理化

元請負人の配置する主任技術者が下請負人の施工管理も併せて行う工事現場において、建設工事の適正な実施が十分に確保されるためには、工事の内容を、施工の技術が画一的である工事とするとともに、工事の規模を、元請負人の主任技術者が一括して施工管理を行うことができる規模のものとし、当該工事現場において適正な施工体制を確保することが必要である。

[規制緩和の内容]

上記(1)及び(2)の課題に対し、工事現場の技術者の配置要件の合理化という規制緩和措置を講ずることについては、改正法において定められており、今般の政令案はその施行のために必要となる具体的内容を定めるものであるため、代替の政策手段をとることはできない。

### (1) 監理技術者の配置要件の合理化

改正法において、元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、監理技術者を補佐する者がいる場合は元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認すると定められたが、以下の事項について本政令案において規定する。

(i) 監理技術者を補佐する者は、施工しようとする建設工事に関して、主任技術者であつて、当該建設工事の施工の管理を行うために必要な知識及び能力を有する者とする。

(ii) 監理技術者が兼任できる現場の数は2とする。

### (2) 特定専門工事の対象となる建設工事における主任技術者の配置要件の合理化

改正法において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的である等として政令で定めるものであり、当該建設工事の下請契約における注文者で建設業者

であるもの（以下「元請負人」という。）がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額未満である等の要件を満たした建設工事（以下「特定専門工事」という。）について、当該建設工事の元請負人が、予め当該建設工事の注文者の承諾を得て、元請負人及び下請負契約における請負人（以下、「下請負人」という。）の合意により、下請負人の置く主任技術者が行うべき施工の技術上の管理を元請負人の置く主任技術者が併せて行うことができることとし、この場合において、当該下請負人は主任技術者を置くことは要しないこととすると定められたが、以下の事項について本政令案において規定する。

- (i) 特定専門工事は、鉄筋工事、大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事とする。
- (ii) 特定専門工事は、下請契約の請負代金の額が3,500万円未満となるものとする。
- (iii) 主任技術者の配置の合理化を行うことを当該工事の注文者が承諾する際、当該承諾を書面ではなく電磁的措置を用いて行う場合は、その種類及び内容を示して元請負人に対し承諾を得なければならないこととする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

1 ②[規制緩和の内容] (1)に記載する規制緩和措置については、当該規制緩和に係る遵守費用として、監理技術者が兼任する工事現場において、監理技術者補佐をそれぞれ専任で配置するための費用が発生する。ただし、当該遵守費用については、建設業者が監理技術者を兼任させる工事現場の数が請負契約数によって異なるとともに、工期が施工する工事内容の規模や複雑さによって異なるため、一律に定量的に把握することは困難であるが、監理技術者補佐を兼任に係る2つの工事現場にそれぞれ1名配置に要する費用について、施工管理業務を行う総所要時間を200時間と仮定した場合、約80.8万円と推定できる。

$$\begin{aligned} & \text{平均給与額（年間）} \div \text{年間総労働時間（事業所規模 30人以上）} = \text{監理技術者補佐の時給} \\ & ((281,200 \text{円} + 318,500 \text{円}) \div 2) \times 12 \div 1,781 \text{時間} = 2,020 \text{円} \\ & 2,020 \times 200 \times 2 = 808,130 \text{円} \end{aligned}$$

（年間総労働時間については、「労働統計要覧」（平成29年）を使用。平均給与額（月間）については、「労働統計要覧」（平成29年）中の「勤続年数階級別所定内給与額（平成28年6月）」に記載する、勤続年数5～9年の男性における大学・大学院卒（25～29歳）と（30～34歳）の給与額を使用。平成28年6月の給与額を12倍したものを平均給与額（年間）として試算。）

1 ②[規制緩和の内容] (2)に記載する規制緩和措置については、特段の遵守費用は発生しない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留

意

1②[規制緩和の内容] (1)、(2)に記載する規制緩和措置は、いずれも、技術者配置が適切に行われているかを確認するための監督費用が生じるが、現行制度下においても工事現場において技術者配置が適正かどうかを含め、工事現場における建設工事の適正な施工の有無につき立ち入り検査等により確認を行っているため、今回の規制緩和により追加的な行政費用は発生しない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

(1) 監理技術者の専任要件の緩和により、一人の監理技術者が担当できる工事現場は2倍となるため、監理技術者一人の単位時間あたりの生産性（施工高）が向上するという効果が発生する。その効果については、工事の規模や数が建設業者によって異なることから一律に定量化することが困難であるが、一定の仮定をおいた上で試算した遵守費用の軽減効果については、本評価書「⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計」欄に記載する。

また、限りある監理技術者を有効活用できることにより、適正な施工を確保しつつ、生産性の向上を図ることが可能となるとともに、監理技術者補佐という新たな役職を設けることにより、一定の実務経験や知識を有している若年層の技術者の活躍の場が広がることで、将来においても技術者を確保し、建設工事を持続的に施工することができるという効果が期待できるが、その効果については、定性的なものであるため、定量化は困難である。

(2) 一人の主任技術者が下請の技術上の施工の管理を一括して行うことで、下請負人は主任技術者の設置が不要となるため、下請負人において当該主任技術者を他の工事現場に活用することが可能となるという効果が発生する。

その効果については、一つの工事あたり締結される下請契約の数に応じ下請負人の数が変わるため、不要となる主任技術者の人数が異なるとともに、工期は工事の内容や規模によって様々であるため、一律に定量的にその効果を示すことは困難であるが、一定の仮定をおいた上で試算した遵守費用の軽減効果については、本評価書「⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計」欄に記載する。

また、限りある主任技術者を有効活用できることにより、生産性の向上を図りつつ適正な施工が確保可能となるが、その効果については、定性的なものであるため、定量化は困難である。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記のとおり当該規制緩和の効果については定量的に把握することが困難であり、このため金銭価値化も困難であるが、一定の仮定をおいた上で試算した遵守費用の軽減効果については、本評価書「⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計」欄に記載する。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

(1) 一人の監理技術者が2つの工事現場を兼務することができるようになることに伴い、本来2つの工事現場に対して2人の専任配置が必要であった監理技術者が1人の配置でよいこととなるため、施工管理業務を行う総所要時間を200時間と仮定した場合、監理技術者の配置に要する費用が約76.3万円軽減される。

一人の監理技術者が2つの工事現場を兼務する場合において、監理技術者の配置に要する費用約76.3万円と、2. ③「遵守費用は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）」で試算した監理技術者補佐2名の配置に要する費用約80.8万円の合計額は約157.1万円であり、2つの建設工事現場に監理技術者をそれぞれ1名専任配置する場合に要する費用約152.6万円と比べ、4.5万円上回り遵守費用は若干増加するが、ほぼ変わらない。

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模30人以上）＝監理技術者の時給

$(566,100 \times 12) \div 1,781 \text{ 時間} = 3,814 \text{ 円}$

$3,814 \times 200 = 762,800 \text{ 円}$

（年間総労働時間については、「労働統計要覧」（平成29年）を使用。平均給与額（月間）については、「労働統計要覧」（平成29年）中「勤続年数階級別所定内給与額（平成28年6月）」に記載する、大学・大学院卒（50～54歳）、勤続年数25～29年の男性の給与額を使用。平成28年6月の給与額を12倍したものを平均給与額（年間）として試算。）

(2) 一つの工事あたりの不要となる下請負人の主任技術者の人数を3人、工期を17日（1日あたり8時間）、主任技術者の1時間あたりの人件費を2,474円と仮定して試算すると、これら主任技術者3人×17日×8時間の業務が合理化されるという効果が発生し、約101万円の便益が発生する。

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模30人以上）＝主任技術者の時給

$4,407,000 \text{ 円} \div 1,781 \text{ 時間} = 2,474.45 \approx 2,474 \text{ 円}$

（平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（平成30年）、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（平成29年）による）

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

(1) 監理技術者の複数現場兼任の前提として、監理技術者補佐を置くことを求めるが、一定の技術力を有する者であることを要件とするため、本規制緩和による安全性への影響は発生しない。

(2) 下請の置く主任技術者が行うべき施工の技術上の管理を併せて行う、当該下請に工事を注文した建設業者の置く主任技術者は、一年以上の指導監督的な実務経験を有し、その現場に専任で配置されることを要件とするため、本規制緩和による安全性への影響は発生しない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

当該規制緩和により、1②[規制緩和の内容]（1）に記載する規制緩和措置について遵守費用はほぼ変わらないものの、監理技術者補佐という新たな役職を設けることにより、一定の実務経験や知識を有している若年層の技術者の活躍の場が広がることで、将来においても技術者を確保し、建設工事を持続的に施工することができるという効果がある。1②[規制緩和の内容]（2）に記載する規制緩和措置について遵守費用は低減する。また、1②[規制緩和の内容]（1）、（2）ともに、限りある人材を有効活用し、建設現場の生産性を向上させつつ、適正な施工を確保することが可能となる効果が発生する。

行政費用については、（1）、（2）に記載する規制緩和措置は、いずれも追加的な費用は発生しない。副次的・波及的な影響として本規制緩和による安全性への影響は発生しない。

これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制緩和は妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

[代替案の内容]

1②[規制緩和の内容]（2）に記載する規制緩和措置は規制案のとおりとし、1②[規制緩和の内容]（1）に記載する規制緩和措置について、監理技術者の兼務を容認する工事現場の数を2ではなく、4とすることを代替案とする。

[費用]

・ 遵守費用

規制緩和案より能力の高い監理技術者補佐の配置が必要となるとともに、監理技術者補佐の専任配置についても規制緩和案に比べ2人多い4人の配置に必要な費用が発生する。

・ 行政費用

規制緩和案と変わらない。

[効果（便益）]

監理技術者の有効活用が可能となることにより、生産性が規制緩和案より向上するという効果

が発生する。

[副次的な影響及び波及的な影響]

規制緩和案に比べ、監理技術者が各工事現場において施工管理に割く時間が少なくなるため、工事現場における施工管理に支障を生じさせないためには、監理技術者補佐に対し、規制緩和案と比べ、より高い能力と知識を求めることとなるが、安全性への懸念を惹起させない適切な能力・知識要件の設定に必要な知見については、本政令案施行後における本特例の活用実態等を踏まえ、安全性の確保に関する検証を通じ、知見を高めていくこととしており、現時点では更なる規制緩和を行った場合に安全性が確保されることにつき十分な知見を有しているものではない。よって、代替案を実施した場合、監理技術者補佐による施工管理の補助が十分になされず、施工に伴う工事現場における事故の発生や施工不良に伴う工事完了後における建設物の安全性不足など安全上の問題が発生する可能性を排除できない。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案は、遵守費用が増加し、行政費用は変わらない一方、生産性の向上という効果は規制案より高い効果が発生するが、副次的・波及的な影響として、規制緩和に伴う安全上の問題が発生する可能性を排除することができない。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、規制に伴う安全上の問題が発生する可能性を排除することができないため、当該規制緩和の目的を達成するためには、当該規制緩和案が妥当である。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会にて規制内容について検討が行われた。（平成30年6月22日中間とりまとめ）

評価に用いたデータは以下のとおりである。

・技術者の推移については、総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

改正法に関する規制の事後評価とあわせて、改正法の施行の日から5年を経過した時点において、必要があると認めるときは、事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあ



らかじめ明確にする。

監理技術者を兼務させる建設業者、自らの主任技術者に下請業者の主任技術者の業務を併せ行わせる元請業者等からの聞き取り等によって、費用、効果及び間接的な影響を把握する。

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：建設業法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：(2) 著しく短い工期の禁止（第5条の8関係）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省土地・建設産業局建設業課

評価実施時期：令和2年3月26日

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

建設工事従事者の長時間労働が常態化する中、2024年度から改正労働基準法の時間外労働の上限規制が建設業についても適用されることとなっているところ、建設業従事者の年間の実労働時間は、全産業平均と比べ300時間以上も長い状況となっていることから、建設業従事者の長時間労働の是正が急務となっている。

このため、昨年の通常国会において、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号。以下「改正法」という。）が成立し、建設業者と請負契約を締結した発注者に対し、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止する規定を新設するとともに、当該規定に違反した発注者に対し勧告、公表を行うことができることとしたところである。

改正法は、著しく短い期間を工期とする請負契約については、その金額の多寡を問わず一律に締結を禁止しているが、禁止に対する違反行為のうち、当該違反行為により、適切な工期確保が困難となり、建設業従事者の長時間労働の是正に大きな影響を及ぼすこととなるのは、建設工事のうち比較的大規模な工事を発注する発注者が違反行為を行った場合である一方、注文住宅など小規模な工事を発注する者の違反行為は、工期が短く、仮に違反行為があったとしても、工期が長い比較的大規模な工事における違反行為と比べ、長時間労働是正に及ぼす影響が極めて小さい。

このため、規制措置に違反した発注者に対する勧告の対象は、比較的大規模な工事を発注する発注者のみとすることが必要である。

よって、今般の政令案においては、改正法における「建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の禁止に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。」との規定中、「政令で定める金額」として勧告の対象となる請負契約の代金額の下限については、1,500万円未満の建築一式工事や500万未満のその他の工事を軽微な建設工事※として建設業の許可を不要としていることを踏まえ、同額の金額を定めることとする。

しかるに、当該勧告の対象となる請負契約の代金額の下限を政令で定めない場合、著しく短い工期による請負契約の禁止への違反行為に対し、改正法の定める勧告に係る規定を施行することができず、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止の担保手段がなくなり、実効性の確保が困難となるため、法改正の目標を果たすことができない。

※軽微な建設工事に係る規定

建設業法においては、建設工事が公共の福祉に与える影響、発注者の保護の必要性及び許可制の実施により小規模建設業者に課せられる負担を総合的に考慮し、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合については、建設業の許可を不要としており、建築一式工事においては1,500万円未満の工事又は150平米以下の木造住宅を建設する工事、その他の工事については500万円未満の工事を軽微な建設工事と規定している。

<参考>

年齢構成別の技能者数

60歳以上 82.18万人（全体の25.2%）

30歳未満 36.5万人（全体の11.1%）

総務省「労働力調査」（H30平均）をもとに国土交通省で推計

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

[課題及びその発生原因]

著しく短い工期による請負契約の禁止への違反行為に対し、長時間労働の是正の観点から勧告の対象を比較的大規模な工事を発注する発注者のみとし、勧告を適切な規制担保措置とするためには、改正法の施行に併せ、勧告の対象となる請負契約の代金額の下限を定める必要がある。

[規制以外の政策手段の内容]

勧告の対象とする請負契約を請負金額が政令で定める一定以上のものに限ることは改正法において定まっているため、代替の政策手段をとることはできない。

[規制の内容]

改正法において、建設工事の注文者に対しては通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、これに違反した発注者に対して、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができること定められたが、本政令案において、その勧告の対象となる請負契約の代金額の下限を、建築一式工事にあつては1,500万円、建築一式工事以外の工事にあつては500万円と定める。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

今まで長時間労働を助長するような極めて短い期間を工期とする内容の建設工事を発注していた者にとっては、工期が延びることにより、例えば、自社ビルを移転する者については、現在のオフィスで営業が継続可能なため、新たな費用は発生せず、一方、オフィスのリノベーションを行う者については、代替オフィスの賃料が余計に発生したり、当該建築物で新たに賃貸事業を開始しようとしている者については、事業開始が遅れることにより営業損失等が発生すること等が考えられるが、多種多様なケースが考えられ、一律に金銭価値化することは困難である。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

比較的大規模な工事を発注する場合、著しく短い工期による請負契約を締結した発注者への勧告の検討に、1件あたり16時間、1人要するとともに、検討した勧告案に係る説明の聴取及び意思決定に8人の上司が関与し、一人あたり30分の時間を要すると仮定すると、勧告を1件行うことに要する費用は49,480円と推定される。

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模30人以上）＝（担当者・上司の時給）

4,407,000（円）÷1,781（時間）＝2,474.45≒2,474（円）

（担当者の時給（円））×（勧告の検討に要する時間（時間））×（担当者の人数）＝勧告の検討1件に要する費用（円）

2,474×16×1＝39,584（円）

（上司一人分の時給（円））×（勧告検討の説明聴取及び意思決定に要する事務作業時間（時間））×（当該作業に関与する人数）＝勧告1件の説明聴取及び意思決定に要する費用

2,474×0.5×8＝9,896（円）

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

当該規制について、著しく短い工期による請負契約の禁止への違反行為に対し、長時間労働の是正の観点から勧告の対象とする請負契約の代金額の下限を定め、勧告対象を比較的大規模な工事を発注する発注者のみとし勧告を適切な規制担保措置とした上で、請負契約において適正な工期を設定し、建設業従事者の長時間労働を是正するという改正法の趣旨を達成することができるという効果が発生する。

なお、長時間労働の是正による効果は、労働者のモチベーション向上を通じた労働生産性の向上、新規の人材確保による建設業の体力強化、他業種への人材流出によって生じる建設技能研修コストの無価値化の防止など様々であるため、効果の一律の定量化は困難であるが、このうち、労働者のモチベーション向上に寄与する休暇取得の拡大の効果について、一定の仮定を置いた効

果の定量化の試算結果は、下記⑥に記載のとおりである。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記のとおり当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難であるが、労働者のモチベーションの向上に寄与する休暇取得の拡大の効果について、例えば、建設業従事者の取得可能な休日が、これまでの週1日から週2日になった場合において、休暇1日の余暇の増加により労働者のモチベーションが高まり労働生産性が向上することにより、それまで6日かけていた仕事を5日で終わることが可能になり、休暇1日の余暇の金銭的価値を建設業従事者が一日労働した場合に得られる金銭約17,000円（公共工事設計労務単価より試算）の50%と仮定した場合、建設業に従事する者が約500万人であるところ、1週間あたり約425億円の便益が生じる。

※公共工事設計労務単価

国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価であって、毎年調査を行い決定している額。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

長時間労働の是正・柔軟な働き方に伴う余暇時間の拡大により、レジャー活動に伴う支出の増加に寄与する可能性も考えられる。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

当該規制により、遵守費用については、比較的大規模な工事を発注する者が適正な工期を遵守するための費用が必要となり、行政費用については、勧告及び公表に係る費用が必要となる。

一方、その効果については、著しく短い工期による請負契約の禁止への違反行為に対し、長時間労働の是正の観点から勧告対象を比較的大規模な工事を発注する発注者のみとし、勧告を適切な規制担保措置とした上で、請負契約において適正な工期を設定し、建設業従事者の長時間労働

を是正するという改正法の趣旨を達成することができるという効果が発生する。

これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制を行うことは妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

[代替案の内容]

著しく短い工期の禁止に違反した発注者に対して行う勧告の対象となる請負契約の代金額の下限をさらに低く設定することを代替案とする。

[費用]

・ 遵守費用

勧告に対応するための費用が規制案より若干増加する。

・ 行政費用

勧告に係る費用が規制案より若干増加する。

[効果（便益）]

適正な工期がより確保され、長時間労働が是正されるという効果が発生する。

[副次的な影響及び波及的な影響]

余暇時間の拡大により、家事を代替する消費やレジャー活動に伴う支出の増加に寄与する可能性も考えられる。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案は、遵守費用、行政費用とも若干増加する一方、適正な工期がより確保され、長時間労働が是正されるという効果が生じるが、発生する費用と比べ小さい。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、得られる効果が発生する費用と比べ小さいと考えられるため、当該規制案が妥当である。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会において、規制の内容について検討が行われた（平成 30 年 6 月 22 日中間とりまとめ）。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

改正法に関する規制の事後評価とあわせて、改正法の施行の日から5年を経過した時点において、事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

勧告の適用除外とされた請負契約の件数を建設業関係団体から聞き取り等により把握する。